

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		意見内容	意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁				
1	市民力の向上	1	<p>地域経営計画が地域計画に変更、総合計画の位置づけから外されたことは、地域計画を推進する協議会・自治会からすれば肩の荷が軽くなり歓迎されると思う。</p> <p>一方、行政経営計画の重要性がさらに増します。経営というからには費用対効果が問われることになる。</p> <p>住民サイドの地域計画が単なるガス抜きに終わらないように、行政サイドの関わり方が今まで以上に深く・密なることが求められる。</p> <p>この役割は地域協働課、代表支援職員が主に担うことになるが、予算との関わりはどうか。都度部署に計画を持ち帰り検討されるが、関係部局との検討・折衝に多大な労力と時間が費やされるのではとの懸念がある。</p> <p>社会保障費に関わる活動計画案件については、今まで以上の枠を地域振興部に割り当て予算化していくことが肝要と考える。</p> <p>この協働システムを今後共維持・発展させていくには、住民に過度な費用と労力をかけるものであってはならず、特に高齢化や構成員の減少が進む自治会がギブアップするようなものでは本末転倒ではないか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>地域計画は地域自らの目標と自助共助の活動方針です。</p> <p>市はその実現に向け、人的支援として地域支援職員制度の充実、財政的支援として地域づくり一括交付金の交付を予定しています。</p> <p>地域計画の中で地域と行政との協働が必要な案件は、地区市民センター、地域協働課及び地域支援職員が橋渡しとなり調整を図るものと考えていますが、地域づくりの活動分野は多岐にわたることから、全庁一体でその支援にあたることも必要です。</p> <p>地域づくりへの支援を通じ、活動分野に関係する部署と地域づくり協議会との協働をより一層推進し、地域が抱える課題等を把握し、行政経営計画に基づく施策の推進に活かすものと考えています。</p> <p>一括交付金制度は予算の範囲内での交付であることから、それだけで地域づくり活動全てを賄えるものではないと想定しています。</p> <p>また、補助金等の性質等から全て一括することは課題が多いことから、地域づくり協議会に直接関係する補助金等の交付も含め、段階的な拡充を図るものと考えています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	地域振興部 政策経営部
2	市民力の向上	1	<p>協働は具体的には、支援職員との協働を言っているのでしょうか。地域協働課の支援を言っているのでしょうか。どのレベルの活動を協働活動というのかわからない。</p> <p>コーディネーター、支援職員の役割を受け身から能動型に変えてもらいたい。現在頼まないとやってくれない。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>ここでいう「協働」は、市民力の向上に向けた市民同士、市民と行政など様々な主体間の協働を指しています。</p> <p>市民力の向上は市民や地域自らの課題解決の取組が大切であり、その主体性を損なわない範囲で、行政からの支援（地区市民センター所長によるコーディネートや、地域支援職員の積極的な関わり）が必要と考えています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
3	市民力の向上	1	<p>具体的な人材育成の取組は？</p> <p>地域塾を指しているのですか。</p> <p>人材育成の前に人材発掘をどうするか。方法を提供して欲しい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>人材育成に関する市の取組としては、地域づくり塾などのスキルアップ機会の提供に加え、協議会運営マニュアルの発行を考えています。</p> <p>人材発掘に関しては、人材バンクやボランティア登録制度などの様々な取組がありますが、地域にあった手法をご検討いただくとともに、人づくりの拠点でもある公民館も活用いただきたいと思います。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	地域振興部
4	市民力の向上	1	<p>地域に地域計画を立てさせた後どのように整理して実際の活動につなげるのか。</p> <p>市全体からの施策。財政的検証が必要。</p> <p>実際の行動計画に落とし込む方法とスケジュールを示してもらいたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>地域計画は地域自らの目標と自助共助の活動方針であるため、地域計画の内容そのものを関係各課の実行計画に直接落とし込むことはありませんが、市はその実現に向け、来年度以降も人的支援として地域支援職員制度の充実を図るとともに、来年度予算から財政的支援として地域づくり一括交付金の交付を予定しています。</p> <p>地域計画の中で地域と行政との協働が必要な案件は、地区市民センター、地域協働課及び地域支援職員が橋渡しとなり調整を図るものと考えていますが、地域づくりの活動分野は多岐にわたることから、全庁一体でその支援にあたることも必要です。</p> <p>地域づくりへの支援を通じ、活動分野に関係する部署と地域づくり協議会との協働をより一層推進し、地域が抱える課題等を把握し、行政経営計画に基づく施策の推進に活かすものと考えています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	地域振興部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁 意見内容			
5	計画外の意見 （鈴鹿市まちづくり基本条例）	1 <p>鈴鹿市まちづくり基本条例に則り、市の総合計画2023も遂行されることの確認をします。</p> <p>1. 26条（条例の見直し）では、「・・・必要があると認める場合は、速やかにこの条例の改正その他必要な措置を講じるものとします。」とあります。果たして環境の変化を認知し、速やかな対応が可能かどうか？日頃からの訓練（見直しチェック）が無いと、不測の事態に混乱を招くこともあり得ます。この点を御考慮ください。</p> <p>2. まちづくり協議会定期総会議事録によれば、「・・・地域づくり協議会条例が4月に施行され、協議会は市が認定した団体となった。」との記載があります。この発言は、2019年5月19日ですが、実際の認定は、鈴地第652号の地域づくり協議会認定決定通知書のとおり、令和元年7月18日です。これは、フライング発表であり、正しい情報を発信できる能力が未だ備わっていないことを示しています。一方で、市長他市職員9名の方も同席されておられましたので、発言の放置ではなく、議事録の是正を促す行動力（ジャッジ）を見せてください。</p> <p>3. 1項、2項の視点から現況能力を見て、地域づくり協議会の活動、地域計画の策定が空回りというか、暴走で不測の事態を招かぬよう、予測・点検を多様な市民の声を反映（吸い上げて）しながら、計画の推進をお願いします。2023年頃の基本条例の回り具合を楽しみにしています。</p> <p>※上記、まちづくり基本条例の17条（基本構想等）、23条（評価）の他に、26条（条例の見直し）も含め、11月9日（土）再質問の時に総合計画策定部署の方が答えられていましたので、総合計画作成部署にて（他部署と必要なら調整のうえ）、その考え方をお示しください。</p>	<p>御意見として承ります。2023年度の「めざすべき都市の状況」の目標実現に向けて、地域計画に基づく地域づくり協議会の活動などと連携、協働しながら、取組を進めてまいります。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見		意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局	
	類型	一部改正案該当頁				意見内容
6	計画外の意見 （鈴鹿市まちづくり基本条例）	1	<p>①鈴鹿市まちづくり基本条例第26条による条例の見直しはされたのか。その証拠はあるのかを問うた。市ホームページより、行政評価としての総合計画2023評価（検証）は見い出せたが、言っているものが違う。 同条例に基づいて運用されているのか。多様な市民の声が反映される状況にあるのか。 総合計画2023でもって地域づくり協議会立ち上げに関わり、後期でもって地域計画の策定が始まるが、先述（質問No.5）したように、協議会認定のフライング発言、関係市職員の黙認下という状況を直視すれば、後期の総合計画2023は推進できても、本来のまちづくり基本条例が目指す多様な市民の声が反映されたしなやかで強靱な社会の実現につながるのか疑問を感じる。（協議会の中にも多様な意見が反映され、この検証（目的）がされているかどうか課題である。</p> <p>②市ホームページの意見の取扱いにおいて、「・・・意見は・・・類型化してまとめ回答とともに市HPで公表・・・直接関係のないご意見については、一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。」とある。 一方で、11/8に録音は不可（私）、録音はしない（事務局）、文書記録は開示日不明（11/15確認）であった。 上記、状況から考えると類型してまとめ公表するという事は質疑記録に証拠が残らぬ為、質問内容を歪曲して、回答者の都合の良い内容に変えることも可能である。 市総合計画2023を力強く進める為に必要なことではあるが、その上位にあるまちづくり基本条例に則り、状況把握・共有（意見）を図ることが不測の事態に備えることになる。 自然災害に備えることが危機管理部の専売特許ではない。素人の目も案外的を得ている場合がある。（複眼で見る） 「・・・一般的な市へのご意見として取り扱わせていただきます。」という場合は、（私のもの全て）、当該部署へ回して下さい。又は、その旨を連絡ください。</p>	<p>市民の皆様とのまちづくり意見交換会におきましては、市民の皆様の声も少しでも、計画策定に反映できるようにと開催をしたのが、今回の趣旨であります。 このため、参加された市民の方が自由にご発言ができる環境づくりのために、撮影・録音についてはご遠慮願いました。 鈴鹿市総合計画2023は、鈴鹿市まちづくり基本条例でめざす都市像の実現のための計画ですので、同条例に掲げる理念などに基づき、計画を策定、推進してまいります。 市民の皆様からいただいた貴重な御意見については、適正に取り扱わせていただきます。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
7	全体に関する意見 （計画の進行管理）	1	<p>総合計画2023は最終的に市長決裁を得て実行に移され・・・と聞いた（11/20 9:00） 当然のことながら、まちづくり基本条例（第26条 条例の見直し）に則り、市の総合計画2023が（市民の多様な意見の反映を経て）まとまったものであることを示す“見直し結果”を添付すべきである。 政策経営部主体の総合計画2023ではなく、市民参加の（自主です）まちづくり基本条例に基づく政策立案となるよう、その進行手順（政策立案手順）を改めて下さい。</p>	<p>御意見として承ります。 鈴鹿市総合計画2023は、鈴鹿市まちづくり基本条例でめざす都市像の実現のための計画ですので、同条例に掲げる理念などに基づき、計画を策定、推進してまいります。 計画の策定、推進に当たっては、市民の皆様のご意見を反映させながら取り組んでまいります。 なお、鈴鹿市まちづくり基本条例第26条に基づく同条例の見直しにつきましては、社会情勢などの必要に応じて、速やかにこの条例の改正その他必要な措置を講じるものとしておりますので御理解ください。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 地域振興部
8	行政力の向上	2	<p>各単位施策、実行計画に目標と結果評価が数字で報告されている。 市のホームページから見た単位施策の進捗状況評価をみると、「概ね良好」、「良好」が多い。第6章の単位施策は24項目中16項目が「順調」・「概ね順調」（66%）となっている。 一方、3年間の実績数値と2023年の目標値から見ると相当問題な状態で、今後4年間に目標数値に到達する施策になっているか非常に疑問。 誰が評価しているのでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。 前期基本計画の期間は、2019年度までとなっており、今年度で終了を迎えることとなります。 後期基本計画では、同じ成果指標とする単位施策や、新規に単位施策の成果指標を設定するものと様々ですが、前期基本計画の進捗・評価を踏まえ、2023年度末には目標を達成できるように取り組みます。 また、評価につきましては、各所属長が評価の上、内部評価については部局長で構成する、鈴鹿市まち・ひと・しごと創成総合戦略推進本部会議で実施し、外部評価については産業・学術・金融等の各分野の委員で構成する鈴鹿市地方創生会議で意見聴取を実施し、改善を図っています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

No.	意見			意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁	意見内容			
9	行政力の向上	2	「地域計画と行政経営計画との共有を図り。」とあるが、計画と計画との共有を図るという表現は、少し違和感がある。他の表現方法は考えられないか。	「市民と行政が、地域計画と行政経営計画の取組内容を相互に共有し、」に修正。	修正対応有り	政策経営部 地域振興部
10	行政力の向上	2	効率的、効果的で成果指向型の行動に変化しましたか。 具体的行動をどう変えるか提示されてなく、行動(言動)変化が見えない。	御意見として承ります。 市ではこれまでに、行政評価、行財政改革、人事評価など各種システムを導入し、市民への説明責任の向上、取組成果の把握に基づく事業改善、組織における目標管理の適正化などに取り組んできました。 後期基本計画の推進に当たっては、従来の取組の課題を踏まえ、計画・評価・検証・改善のプロセスが着実に機能するよう取り組んでまいります。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
11	めざすべき都市の状態に対する成果指標	4	前期基本計画の進捗チェックをしてみました。市ホームページからデータ取り出をしました。 ・25項目進捗平均値5.3%（2018年評価値-2015年現状値）÷（目標値-2015年現状値） ・2015年より指標が落ちている項目数15項目 ・目標達成している項目1項目 ★2018年度進捗がこの状態で2023年度で目標達成できますか。大変な状況だと思います。その認識をしているのでしょうか。 この対策等についてはどうなっているのでしょうか。後期計画に対策等が見えない。	御意見として承ります。 前期基本計画期間は、2019年度までとなっており、今年度で終了を迎えることとなります。 後期基本計画の策定に当たっては、めざすべき都市の状態の成果指標の推移を把握し、課題等の要因分析を行った上で、改善・見直しのための方向性を検証しています。 今後も、後期基本計画の単位施策を着実に推進するとともに、めざすべき都市の状態の推移を踏まえながら、2023年度の目標値達成に向けて取り組んでまいります。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
12	基本構想の成果指標	4	前期基本計画の実績とその反省が見えないので後期だけの説明ではコメントできないが、基本構想の評価項目25項目の、2018年度の、2023年度目標値に対する達成率を見てみたところ、25項目の平均達成度が5.3%である。2015年より悪くなっている項目が15項目である。 すでに達成した項目が就業地別有効求人倍率が目標1.24に対して1.67である。 この実態からすると2023年度目標達成するか非常に疑問である。この実態を市の幹部の皆さんはどう認識されているのでしょうか。 何故達成できていないか、私の推察では、PDCAが回る管理方法になっていない。 ①各実行計画に行動計画、5W1Hの行動方策が作成されていないこと。具体的行動が見えない。 ②月次、半期、年度の進捗チェック、いわゆるPDCAが回る方針管理になっていない。	御意見として承ります。 基本構想成果指標の進捗状況に関しては、部局長をはじめ、全庁的に共有を図っています。 後期基本計画の策定におきましても、まずは所管する基本構想の成果指標に対する現状認識・課題確認を各部局にて行っています。 基本構想の成果指標の目標値につきましては、総合計画2023の8年間で達成する目標として設定していることから、目標値の修正は行っていませんが、後期基本計画に掲げる施策等の推進により、引き続き、2023年度の目標達成に向けて、全庁的に取り組んでまいります。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
13	全体に関する意見	6	東京都の高齢化により、年金が多く必要になるため、税金が高くなり、そのために若い人の都市離れが進んできていると聞いています。 各県や市では、その受け入れのため、色々な取組をしてきています。 鈴鹿市も若い人たちが住みよい街、補助金を出すと、子育てにやさしい街づくりにしていったらどうでしょうか。 そのことを踏まえての推移でしょうか。	御意見として承ります。 若い世代の方の都市離れにつきましては、様々な要因が考えられ、ご意見の視点もその要因の一つと考えられます。 本市は将来都市像として、本市に対する愛着や誇りを多くの人が持ち、住み続けたいと実感できる都市、住んでみたいと感じられる都市をめざしております。 その実現のためにも、8年間でめざすべき都市の状態の目標達成に向けて、子育てにやさしいまちづくりをはじめ、各分野の施策等を推進してまいります。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

※意見公募対象範囲外

No.	意見			意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁	意見内容			
14	はじめに	— ※(基本構想冊子3頁)	<ul style="list-style-type: none"> 従来の発想と何を変えているのか？ 総力を挙げて取り組むとあるが、全庁的に計画を立てているかもしれないが市として、部門横断的な課題と位置づけて(部門だけの課題ではなく)横断的に取り組む姿勢(体制)が見えない。現在も部、課、グループの縦割り組織で動いているように見える。市の中の協働をもっと強く意識して活動する必要がある。テーマ別プロジェクト体制での活動の方策もある。 	<p>御意見として承ります。</p> <p>「発想」とは、鈴鹿市まちづくり基本条例の目的に掲げるように「市民、市議会及び市が協力し合うこと」であり、協働のまちづくりを一層推進するとしている点が従来と異なっています。</p> <p>市は基本的に責任部署（部・課・グループ）で動いていますが、地域づくりの取組分野は多岐にわたるため、関係部署間の横の連携を強化していく必要があると考えています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 地域振興部
15	これまでの総合計画の取組と課題	— ※(基本構想冊子26頁)	<p>ここに記載されている内容はごもっともです。前期3年を振り返って改革、改善されましたか。市民の評価を受ける必要があると思います。市民に市役所が変わったという声が聞こえるでしょうか。</p> <p>まちづくり協議会活動3年目になりますが、「まだまちづくりとは何？、自治会連合とどう違うの？、いろんなところに狩り出される事が多くなった」との声が聞こえてくるのが実態です。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>総合計画の策定及び推進のための政策形成プロセスにおいては、市民の皆様の参画と、そのための積極的な情報共有が必要と考えますので、後期基本計画の推進に当たっても、そのことに留意しながら取り組んでまいります。</p> <p>まちづくり、地域づくりは長い目で取り組むものであり、自治会連合会をはじめ地域内の連携を図ることが地域づくりの役割でもあることから、その必要性についての周知と理解について引き続き取り組んでまいります。</p> <p>地域づくりの主体は地域住民であり、住民自らの活動の活性化は住みよい地域づくりへの第1歩と考えますが、地域も人口減少・少子高齢化が進んでいることから、地域づくり協議会の体制の中での連携を図り、活動の整理等がなされることも必要と考えています。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 地域振興部
16	計画の体系	— ※(基本構想冊子31頁)	<p>年度毎、或いは半期に進捗確認する仕組みが出来ていますか。</p> <p>その評価方法も決めてありますか。</p> <p>PDCAの管理サイクルを回すことが必要と言っているがどのような仕組みでやっているのか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>総合計画2023の基本構想の成果指標の進捗状況把握につきましては、毎年度実施する市民アンケート等の結果を市ホームページで公表するとともに、庁内におきましては、全所属において把握・分析し、政策の協議に活用しております。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
17	計画の体系	— ※(基本構想冊子32頁)	<p>個々のマネジメントを総合的に進めると言うことですが、総合的に施策を指示、チェックする立場は誰ですか。部長ですか、課長ですか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>総合計画の基本構想の役割、位置付けを示したものであり、総合計画を中心として総合的にマネジメントを行ってまいります。</p> <p>基本計画における施策の推進は部局長の責務となります。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
18	計画の体系	— ※(基本構想冊子32頁)	<p>行政責任で取り組むとしているが現在の状況はどう評価していますか。</p> <p>2018年実績を見ると到底目標達成していないと思う。</p> <p>この現状をどう捉えているのでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>前期基本計画の評価としましては、後期基本計画策定時にも改めて、目標値に対する進捗を確認し、市民アンケートや各担当課で所管している各種データをもとに分析をし、課題の確認を行いました。</p> <p>前期基本計画の期間は、2019年度までとなっており、今年度で終了を迎えることとなります。</p> <p>後期基本計画では、同じ成果指標とする単位施策や、新規に単位施策の成果指標を設定するものなどありますが、前期基本計画の進捗・評価を踏まえ、引き続き、めざすべき都市の状態の2023年度目標値実現に貢献できるよう、施策等を推進してまいります。</p>	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

※意見公募対象範囲外

No.	意見			意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁	意見内容			
19	計画の体系	— ※(基本構想冊子33頁)	今、各地域づくり協議会に地域計画を策定するように指示されていますが、各地区の地域計画が出されたら、内容の吟味、どのような体制・仕組みで実行計画に落とし実行して行くのか示していませんがどうなるのでしょうか。	御意見として承ります。 地域計画は地域自らの目標と自助共助の活動方針であるため、地域計画の内容そのものを関係各課の実行計画に直接落とし込むことはありません。 しかしながら、市はその実現に向け、来年度以降も人的支援として地域支援職員制度の充実を図るとともに、来年度予算から財政的支援として地域づくり一括交付金の交付を予定しています。 地域計画の中で地域と行政との協働が必要な案件は、地区市民センター、地域協働課及び地域支援職員が橋渡しとなり調整を図るものと考えていますが、地域づくりの活動分野は多岐にわたることから、全庁一体でその支援にあたることも必要です。 地域づくりの支援を通じ、活動分野に関係する部署と地域づくり協議会との協働をより一層推進し、地域が抱える課題等を把握し、行政経営計画に基づく施策の推進に活かすものと考えています。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 地域振興部
20	市民参画による計画の推進	— ※(基本構想冊子39頁)	今回も後期基本計画の策定に当たってパブリックコメント募集、タウンミーティング等で意見収集した形にするのでしょうか。 今回送付された資料で意見を出せと言われても出せません。 前期の実績、反省、変更点、課題等の提示がなくて意見を出せは無理です。	御意見として承ります。 市民参加の観点から、後期基本計画の策定に当たっても、パブリックコメント募集、タウンミーティング等で意見収集し、策定を進めていきたいと考えています。 また、前期基本計画等の進捗状況は公開しておりますが、意見募集時の提示資料等は可能な限り分かりやすい資料作成を心がけます。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
21	市民参画による計画の推進	— ※(基本構想冊子39頁)	どうやって市民と一緒に評価、点検するのでしょうか。 市民、地域づくり協議会の役員は仕事ではなくボランティアです。 どれ位の負担になるか分かりませんが、そのような役をしてくれる人材が出てくるのでしょうか。	御意見として承ります。 総合計画の将来都市像の達成度を測る全体指標及びめざすべき都市の状態に対する成果指標の進捗状況については、内部評価・検証が中心ではありますが、今後は、御負担のかからない範囲で、地域づくり協議会の皆様をはじめ、より多くの市民の方に進捗状況や課題を共有し、御意見を伺っていきたく考えています。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
22	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子40頁)	前期の反省が見えない中で、後期の取組（計画）が作成できるのでしょうか。 また、今回配付されている資料では前期結果が見えない。依って後期の計画妥当性は読み取れない。（計画体系の総合化に関して）	御意見として承ります。 前期基本計画の評価・検証を行い、後期基本計画の策定に取り組んでいます。 資料が分かりにくいとの御指摘については、今後、前期基本計画単位施策の推進結果と後期基本計画単位施策の推進目標との関係性が分かるような資料作成に努めます。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
23	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子41頁)	総合的な行政経営システムは出来ましたか。出来ますか。私にはまだ見えません。	御意見として承ります。 総合計画を中心とした総合的な行政経営システムの構築に向けて取組を進めているところですので、引き続き、仕組みとして機能し、成果向上につながるよう取り組んでまいります。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

※意見公募対象範囲外

No.	意見			意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁	意見内容			
24	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子41頁)	庁内の各部門間連携、部門内、又住民との関係等で改善する所があると思う。 業務改善プロジェクトとして、コンサルタント等を入れて効果的に、スピーディーに改善してしていったらどうでしょうか。	御意見として承ります。 業務改善等については、様々な手法を検討しながら改善を行いたいと考えております。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
25	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子41頁)	まだまだ縦割りの組織で動いている。協働を市民と市だけでなくもっと強く庁内各部門の協働を施策として打ち出すことが非常に重要。庁内文化改革です。	No. 2の御意見と同じものとして承ります。回答につきましても、そちらを御確認ください。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
26	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子41頁)	庁内全職員にまでに結果を報告し個人としての次年度行動改革に繋げるようにしていますか。 (評価の仕組みについて)	御意見として承ります。 毎年、事務事業の実施結果を基に、施策・単位施策の進捗状況を検証するとともに、次年度の事務事業の取組内容などについて見直しを実施しております。 また、次年度の人事評価制度における組織目標及び個人の目標管理とも整合を図り、改善につなげております。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 総務部
27	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子42頁)	活動内容とその成果を教えてください。 民間出身者から見ると改革が進んでいないように見える。 また、一方で相当ムダがあるように見える。 コンサルタントかアドバイザー等の民間が入って改革していくのも1つの手法です。 (行財政改革の推進について)	御意見として承ります。 行財政改革につきましては、行財政改革大綱の考え方のもと、行財政改革アクションプランの取組を推進してまいりました。 本アクションプランでは、33の取組について評価・検証を行っており、また、民間の活用につきましても総合計画策定支援アドバイザーからも御意見を頂戴しながら推進しているところです。 後期基本計画におきましては、総合計画の基本構想に掲げる「計画体系の総合化」と「総合的な行政経営システム」であるトータルマネジメントの推進に基づき、行財政改革大綱の理念を総合計画2023に統合することで、全ての業務を対象として全庁的に職員に意識させて取組をさらに進めてまいりたいと考えています。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部
28	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子42頁)	非常に重要な必要施策です。民間で言えば企業体質改革、企業文化改革に値し事務員一人一人にまで浸透する活動方法が必要です。(私がいま企業への指導をしている内容でもあり強く必要性を感じる事) 方針管理、目標管理という手法で全職員にまで自分の職務、目標を浸透させる。まさに鈴鹿市役所の改革です。 この改革がないと総合計画2023は達成できないでしょう。 (効率的な組織運営について)	御意見として承ります。 鈴鹿市総合計画2023目標実現に向けては、新人職員や中堅職員をはじめとして、あらゆる階層に向けた研修を重ねてきております。 基本構想と基本計画、実行計画の関係を強く意識し、財政課題なども共有することで、めざすべき都市の状態の目標実現に向けて人材育成を図っております。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	政策経営部 総務部

鈴鹿市総合計画2023基本構想の一部改正（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

※意見公募対象範囲外

No.	意見			意見への回答（案）	基本構想一部改正（案）への修正対応の有無	担当部局
	類型	一部改正案該当頁	意見内容			
29	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子42頁)	収支見通しの中の人件費を見ると減っていないし今後減らす数字になっていない。事務の合理化で人員削減施策が絶対必要なこと。 その姿勢でないと市民からは協力もらえない。地域づくり協議会へは行政がやる業務を市民に持ってきている。市の下請けだという人もいる。 地域づくり協議会に来る業務のある数字分は職員を減らし人件費を削減しないと市民は協働しない。 (効率的な組織運営について)	御意見として承ります。 業務の精査、削減及び効率的な手法の検討や業務配分を見直すなど効率的な行政運営に努めるとともに、鈴鹿市定員管理方針に基づき、適正な定員管理に努めていきたいと考えます。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	総務部
30	行政経営システムの効率化	— ※(基本構想冊子42頁)	適正な職員配置を外から見て地域協働課の人材補強が必要とみる。 地域づくり協議会への対応、行政と市民との窓口の担当になると思う。もっと増強すべきと思う。 (効率的な組織運営について)	御意見として承ります。 28の地域づくり協議会の活動の活性化に向けては、地域協働課、地区市民センターが第1の窓口となるほか、地区担当制による地域支援職員制度の継続も図り、全庁一体となって支援にあたるものと考えています。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	総務部 地域振興部
31	協働によるまちづくりの推進	— ※(基本構想冊子43頁)	人材確保が非常に難しい。 会長、役員を数年やらないとそのような人材は育たない。人材バンクとして市役所OB、行政OBの紹介をしてもらえないか。	御意見として承ります。 地域の人材には、地域住民としての行政職員のほか、企業等での様々な経験を培った退職者、高校生や大学生、女性等の活用も有効と考えます。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	総務部 地域振興部
32	協働によるまちづくりの推進	— ※(基本構想冊子43頁)	(地域の実情や特性を)熟知しないでもできる方策がないだろうか。 また、分担領域も検討が必要。	御意見として承ります。 地域の実情の把握の度合いに関わらず、誰もが地域の一員としてできることから住みよい地域づくりへの活動に携わる機会をもつことが大切と考えます。 協働に関する分担領域は協働推進指針で考え方を示していますが、一律的に運用できるものではないため取組ごとに柔軟に考えていくことが必要と考えます。	基本構想一部改正（案）への修正等の対応はなし。	地域振興部